

3 申請書等の添付書類および提出期限

要件	期限	申請書等	添付書類
新たに宿泊施設の経営を開始する場合	経営を開始しようとする日の5日前まで	宿泊税経営申告書（※1）	【旅館業法の場合】 ・旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類（写）（※2） 【住宅宿泊事業法の場合】 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出による届出番号および建物の所在地を確認できる書類（写）（※2） 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書（現在事項証明書）（写） 【個人の場合】 ・住民票（マイナンバーが記載されたもの）（写） 【共通】 ・宿泊約款（写）、宿泊料金を記載した書面 ・経営を委託している場合は、経営委託契約書またはそれに類する書類（写） （事前にご相談ください）
課税開始日（令和9年4月1日）時点ですでに経営を開始している場合	課税開始日（令和9年4月1日）の5日前まで		
宿泊税の徴収について便宜を有する者として指定を受けた場合	指定通知を受けた日から10日以内		
特別徴収義務者として登録している内容に変更があった場合	変更があったとき	宿泊税経営申告事項異動申告書	【法人代表者の変更があった場合】 ・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写） 【個人事業者の住所に変更があった場合】 ・住民票（マイナンバーが記載されたもの）（写） 【その他変更があった場合】 ・変更内容が確認できる書類
宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとする場合（※3）	休止する日の前日まで	宿泊税経営休止・再開・廃止届出書	「旅館業廃止（停止）届」または「休止のお知らせ」等
期間を定めずに休止したときに、経営を再開しようとする場合	再開する日の前日まで		「営業証明書」または「再開のお知らせ」等
宿泊施設の経営を廃止した場合（※3）	廃止の日から10日以内		旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による「廃止（停止）届」または法人の登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）（写） （経営廃止した日までの宿泊税も申告納入が必要です。）

- ※1 共同事業者がいる場合は、その方の住所または所在地、氏名または名称について記入し、役員会議事録等内容を確認できる書類を併せて添付してください。また、記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。
- ※2 許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届（写）も全て添付してください。
- ※3 休止または廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、最終営業日から1か月以内に申告納入する必要があります。